

室 報



宮古南静園の納骨堂

◀目次▶

韓国の多文化家庭の現状と支援方案 …… 2	部落解放研究第45回全国集會に参加して… 8
發達の遅れが気になる子どものそだちを支える理解 …… 4	書評『揺らくサラリーマン生活—仕事と家庭のはざまで—』 …… 10
2011年度 人権問題研究室 合宿研究会 … 6	人権問題研究室研究學習會 …… 12
『第7回ハンセン病市民學會總會・交流集會 in名護・宮古島』に参加して …… 7	(2011年4月～2012年1月) 關西大學川西市民人権講座

韓国の多文化家庭の現状と支援方案

高 明均

多文化(Multicultural Society)とは、一つの国において、多様な言語、多様な民族、多様な文化が互いのアイデンティティを認め合い、互いに和合しながらコミュニティを形成して暮らしていく社会的秩序を指す。多文化は、21世紀のグローバル時代の課題である。21世紀に起こった交通・通信の劇的な発達に伴い、国家間を隔てる空間・時間の概念はそれ以前とはまったく異なるものになった。さらに、資本と労働市場が変化したことで人口の移動が起こり、巨大都市が誕生した。

単一民族国家が減少し、多民族による多文化国家が台頭するようになったのは自然な流れである。たとえば、カナダの場合、全人口の18%が外国人移住者であり、その他、外国人の占める割合が米国で12%、韓国 2.2%、日本1.5%となっている。この数字は先進国の大都市を中心に毎年急増している。

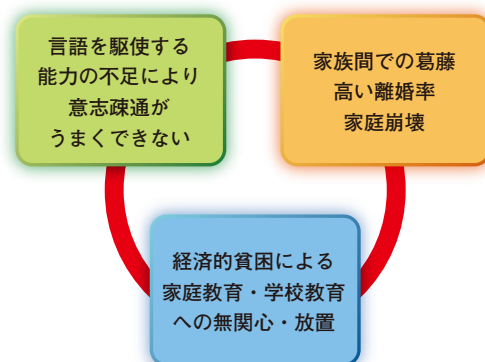
韓国における多文化家庭(Multicultural Family)の歴史的な流れは、大きく3つに区分される。第1期は1945年から朝鮮戦争が終わった1953年までで、アメリカ軍の軍人と韓国人女性の結婚による多文化家庭がみられるようになった。第2期はオリンピックが開催された1988年から1990年代前半までで、外国人労働者と韓国人女性との間の結婚による多文化家庭が増加した。第3期は1990年代半ばから現在に至る時期で、韓国の農村・工業団地の韓国人男性とアジア系の女性が結婚し家庭を築く場合に加え、最近では男女の別無く韓国人と外国人の国際結婚が増えている。

最近、韓国法務部が発表したところでは、韓国国内の外国人居住者は100万名を超えており(内訳は、外国人労働者70万名、結婚移住民10万名、「セットミン」[「脱北者」の言い替え語で、「新たな地で人生の希望を抱いて暮らす人」という意味]と華僑5万名、米軍兵士及び軍属、観

光客15万名)、2050年には全人口の5%を上回るものと予想されている。

多文化家庭のパターンとしては、前で述べたように外国人労働者、国際結婚、脱北者に分けることができる。労働者の場合、専門技術や経営、語学教育やスポーツに従事する者は比較的裕福な生活をしているが、単純労働に携わる外国人労働者は主に3K(危険、汚い、きつい)の業種に従事しながら、皮膚の色による社会的差別、不法滞在による不安感、低賃金などにさいなまれているのが現状である。国際結婚した外国人の場合も、先進国出身の外国人に比べ、開発途上国や後進国から来た外国人の場合、環境が良いとは決していえない都心の片隅や農村に住み、苦しい生活を強いられている。脱北者については、政府の保護を受け韓国社会に溶け込むための団体教育を受けた後、職業を斡旋されたり定着に必要な資金を援助してもらうこともあるが、最近はその数が増加するにしたがって、韓国政府としてもまったく問題がないわけではないとの見解を示している。

<多文化家庭の問題の悪循環>



一方、結婚して韓国に移住してきた外国人女性に対する福祉・社会サービスに関して近年アンケートによる調査を行った結果、次のような

事項を求める声が目立った。

- 1) 韓国料理講習
- 2) 韓国語教育
- 3) 医療保険（医療費支援）
- 4) 子女教育（学習支援）
- 5) 韓国の伝統文化およびマナーの講習

韓国における多文化家庭の子女は、韓国人との国際結婚で生まれた子女、韓国に移住してきた外国人労働者の子女、「セットミン」家庭の子女の3つに大きく分類される。1997年の国籍法改正以後、韓国人と移民者の夫婦間に生まれた多文化家庭の子女は、出生と同時に韓国国籍を取得できるようになったが、これが多文化家庭増加の契機となった。2007年の統計庁の資料によれば、多文化家庭の父親の国籍はその大多数が韓国（87%）である。母親の国籍は、中国が全体の49%（このうち、多数は中国の朝鮮族）を占め、これに続いてベトナム、日本、フィリピン、モンゴルの順となっている。

1990年代に農村地域から始まった国際結婚ブームだが、2000年代に入ってこれらの多文化家庭の子女が小学校に入学し始めた頃から、意志疎通の困難、学習不適應、周りの生徒からのいじめ、上級学校への低い進学率などが社会問題として浮上してきた。多文化家庭の子女全体の60%を占めるのは12歳未満の児童であることから、幼児教育および小学校での教育現場での改善が急務である。

多文化家庭で求められている教育および子女教育問題については、韓国政府の各機関で様々な支援が行われている。

<多文化家庭を支援する韓国政府機関>



教育科学技術部は、学習支援やKSL(Korean as a Second Language：外国語としての韓国語)クラスの運営、多文化教師の育成研修などを実施している。また文化観光部に所属する国立韓国語院では、韓国語教育や文化の多様性を理解する教育などを実施している。保健福祉家族部では、結婚により移住してきた女性たちの社会適応と多文化家庭の福祉向上のため、多方面にわたって援助の手を差し伸べている。

一方、民間レベルでも予算が限られているとはいえ、様々な事業を展開し、韓国人との距離を縮めるための活動が活発に行われている。また多くの大学でも、国際結婚した外国人女性とその家族のために、韓国語教室や韓国文化とマナーを教える教室などを開講している。このようなプログラムは主に以下の3つに分類できる。

<多文化家庭を対象としたプログラム>

<教育>

韓国語教育	文化とマナー
法律	就職
金融	コンピューター
スポーツ	音楽・美術

<サービス>

相談	医療支援
食事の提供	多文化家庭の交流
社会適応(買い物、交通、情報検索)	

<文化イベント>

- 韓国文化体験(外国人対象)
- 多文化体験(韓国人対象)

韓国は多文化社会への第一歩を踏み出したばかりである。韓国人の高齢化と少子化、産業の発達による労働者の流入など、外国人が韓国社会で占める割合はますます急増している。韓国政府と韓国人は、多文化のアイデンティティを尊重しつつ、韓国人に対する国際理解教育や近隣諸国との密接な交流と情報交換を通じて、多文化家庭の安定した生活を持続的に支援していく必要がある。

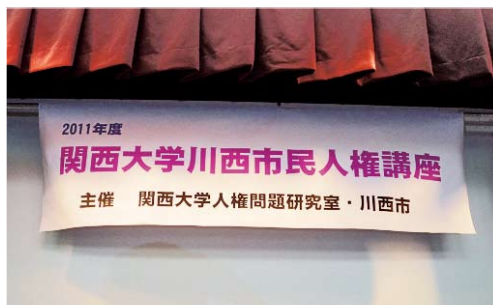
今後、彼らと共に作り上げていく社会が、美しい多文化国家・韓国となることを期待する。

(外国語学部教授)

発達の違いが気になる子どものそだちを支える理解 — 地域社会による理解と支援 —

加戸 陽子

秋晴れの心地よい11月2日、兵庫県川西市総合センターにおいて関西大学・川西市民人権講座共催による講演が開催された。平日にもかかわらず、112名と幅広い年齢層の多くの方々に参加いただくことができた。講座の開催にあたって、川西市市民生活部人権推進室の北林安弘室長、関西大学人権問題研究室の石元清英室長により挨拶がなされ、近年発達障害に関する情報が普及しつつある反面、実際には学校や日常生活場面において、どのような困難を抱えやすいかについての理解は必ずしも容易ではなく、現場での発達障害をとまなう子どもへの支援方法を含めた適切な理解に関するニーズの高さや、関西大学人権問題研究室と各市との共催が始まった経緯について話された。



今回の講演では、発達障害をとまなう子どもと保護者にとって重要な地域理解をテーマとして、日ごろから発達障害に対する関心をもっておられる地域の方々を対象に、専門機関や学校において取り組まれている治療教育や特別支援教育の理念および具体的な支援内容についてご理解いただけることを目指し、①発達障害をとまなう子どもの支援（治療教育）の歴史と意義、②各種発達障害の概説、③発達障害の多様性、④支援の具体例、⑤地域による理解と支援、の5点について話をすすめた。

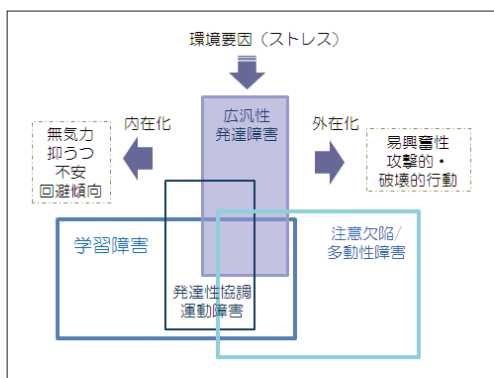
まず、発達障害をとまなう子どもの支援（治療教育）の歴史と意義では、Georgens, J.D. (1823-1886) & Deinhardt, H.M. (1821-1880) による1861年の著書「Heilpädagogik（治療教育学）」において提唱さ

れたケガのない、無傷の、を意味する“Heil”と教育法や教育学を意味する“Pädagogik”によって構成された用語“Heilpädagogik”の概念を取り上げ、その後ドイツ語圏で治療教育学研究の一拠点となったウィーン大学小児科治療教育部門の設立の経緯から、のちにその治療教育部門長を引き継いだAsperger, H (1906-1980) の治療教育の理念や取り組みを中心に取り上げた。1938年3月13日のドイツ・オーストリア併合により、ナチス政権によるさまざまな弾圧が加えられる中、障害をとまなう子どもたちも危機的状況にあったことは言うまでもなく、Asperger氏がそのような不穏な情勢のもと、臨床家であり、研究者でもある立場から、いかに子どもたちを守ろうとしてきたかを紹介した。また、治療教育部門での取り組みについて、当時施設を視察した研究者による報告書をもとに紹介した。ここでは、医師や看護師のみならず、教師や保育士も加わり、複合領域連携のもとに入院中の子どもたちの綿密な行動観察とそれらにもとづく教育的支援が行われていた。それらの実態把握をもとに保護者に対してどのような環境と関わり方が有効であるかの助言が行われていた。ここでの、Asperger氏は社会適応を目指した規律ある教育環境のもとに、子どもの能力やこだわりなど、その特性に応じて独自の治療教育を実践していた。つまり、特異的な一面を長所として捉え、適切な教育的支援を通じて育むべきであると主張した見解は当時としては画期的なものであった。しかし、このような教育の実践には良き理解者が不可欠であることを強調した。Asperger氏の同部門での取り組みにもとづいて1952年に刊行された「Heilpädagogik」では、治療教育において重要なことは根本から治すという発想ではなく、苦手なところを補いつつ、良好なところを伸ばしていくという視点と子どもの能力のばらつきに対応した個別的な対応が重要であることが主張されており、これは現在の特別支援教育の方針と一致する見解で

あることが注目される。

次に、各種発達障害の概説では、広汎性発達障害、注意欠陥/多動性障害および学習障害の各種発達障害について、臨床特性とそれにもとづく困難の例や発達の経過について解説を行った。

また、発達障害の多様性では、各種発達障害の理解を難しくさせる要因として、個人の能力のばらつきや、症状の個人差、一人の子どもが複数の発達障害を併存する場合を取り上げ、こうした諸要因が同じ診断をなされた場合であっても多様な臨床像を呈するようになることを述べた。なお、発達障害ではこれらの基本症状に加え、周囲に十分な理解が得られずに過剰な叱責やいじめなどの不適切な対応、あるいは障害にもとづく多くの失敗経験を長期的に重ねることにより、自己評価の低下による、社会適応の困難、物事への意欲低下、抑うつ感、失敗を恐れるあまりのさまざまな事柄からの逃避、衝動的行動などの二次的障害が生じることにも留意せねばならず、そうした問題の予防に向け、成長にもなう症状の変化や早期からの適切なかわり方への理解、子ども自身による適切な自己理解へのサポートなど、長期的視点をもってかかわっていくことの重要性について述べた。



講演スライド「発達障害の多様性」

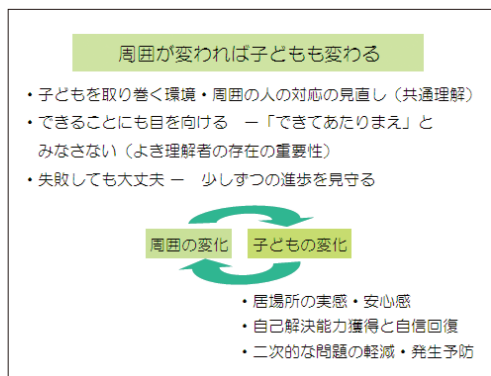
安藤・加戸・眞田(2010) 子どもの発達障害・適応障害とメンタルヘルス、ミネルヴァ書房より

支援の具体例では、各種発達障害によって生ずるさまざまな困難について、学校での支援例を中心に紹介を行った。特別支援教育では一人ひとりの子どもの実態に合わせて学ぶべきことを学べるためのセミオーダーメイドの教材工夫や課題の解決方略を獲得させるといった達成感や自己解決能力を育み、自尊心の低下を防ぐこ

うした取り組みを通じて、子どもの可能性をのばし、社会的自立にむけた、きめ細やかな指導が求められていることを示した。

地域による理解と支援では、共同研究者による保護者の抱えるストレス要因に関する調査結果をもとに、発達障害をとまなう子どもと保護者が子どもの発達の遅れや将来への不安、障害特性に由来したかわりの難しさといった子どもに関する事柄のみならず、周囲の目を引いたり、迷惑をかけてしまうかもしれないと懸念される言動とそれらについてしつけの問題と誤解されることへの不安といった周囲との関係によるものについても悩みや孤立感を抱えやすく、学校や専門機関での支援以上に、日常生活を送る地域からの理解が得られているという実感が何よりも重要であることも述べた。

最後に、これまで解説してきた事柄のまとめとして、共通理解にもとづき子どもを取り巻く環境や周囲の人の対応の見直しを図り、子どものできることを「できてあたりまえ」とみなさず、失敗しても大丈夫だという安心感が持てるような良き理解者の存在が、子ども自身による居場所の実感や二次的な問題の軽減・発生予防につながり、子どもの望ましい行動変化がもたらされやすいことを示した。



講演スライド「周囲が変われば子どもも変わる」

講演終了後の質疑応答では、施設で勤務されている方や、地域で子どものサポートに携わっている方、心理専門職として支援を行っておられる方々から、普段のかかわりの中で疑問に感じておられることについての質問や現場の実情についてもお話をいただき、有意義な意見交換の場になった。(文学部准教授)

2011年度 人権問題研究室 合宿研究会

石元 清英

2011年7月30日(土)から31日(日)にかけて、滋賀県の関西大学彦根荘でジェンダー研究班主催の合宿研究会が行われた。人権問題研究室では、2004年まで部落問題研究班主催の合宿研究会が、2005年からは部落問題研究班と人種・民族問題研究班との合同合宿が、それぞれ毎年夏休みに行われてきた。この夏休み恒例の合宿研究会は、2010年から各研究班が持ち回りで主催することになり、2010年度は障害者問題研究班の主催で新たな合宿研究会がスタートする予定であったが、お招きする講師の方々の都合などもあり、学内で半日の研究会を行った。したがって、各研究班持ち回りの合宿研究会としては、今回が初めてとなる。

今回の合宿研究会にお招きした講師は、帝京大学文学部教員の中山京子さんと、京都府立桃山高等学校教員の金山顕子さんと、中山さんからは「戦争観の形成と教育 - パールハーバー教育ワークショップを事例に」、金山さんからは「アジア太平洋戦争から考える私たちの社会」というテーマで報告があった。なお、参加者は講師のお二人を含め、18人であった。

研究会は、まず中山さんの報告から始まった。中山さんは、メディアによる子どもへの影響として、2001年に「タリバンごっこ」をする小学校の4年男児たちの事例をあげ、テレビニュースなどの報道が子どもたちの戦争観に大きな影響を与えているにもかかわらず、小中学校における戦争に関する学習がメディアからの影響を十分に修正するものとなっていないと指摘された。そして、戦争に関する学習プログラムを考えるうえで重要な試みといえるパールハーバー教育ワークショップについて紹介された。これは2004年より米国ハワイ州ホノルルで行われている中高教員用のワークショップで、2005年からは日本の教員も参加しているという。このワークショップは、1941年の日本軍による真珠湾攻撃の意義を多角的にとらえ、教育に還元しようとする試みで、真珠湾攻撃を当時の日米関係や植民地主義といった枠組みから考えるとともに、日系アメリカ人やネイティブ・ハワイアン、女性をはじめとする市民の視点からも考える。そして、攻撃を体験した兵士や市民との交流、軍事基地などのフィールドワークも行い、参加

した教員が授業案を作成するという。中山さんは、ワークショップの様子をさまざまな画像を示しながら、詳しく説明された。

つぎに、金山さんはワークショップに参加された経験から報告を始められた。そして、金山さんが勤務校で日本史を選択している3年生に行っている「アジア太平洋戦争から考える私たちの社会」という授業実践を参加した私たちを「生徒」にして行っていた。この授業は日本、アジア太平洋、アメリカのそれぞれの立場から、そして、日本のなかの政府と住民の立場から、さらに在外日本人と在日外国人の立場から、戦争を多角的、多層的にみることを狙いとしているという。金山さんの授業では、高校生たちに戦争について考えをめぐらせ、発言し、議論し合えるような工夫がさまざま行われている。このひとつはワークで、沖縄の久米島虐殺事件をとりあげた授業では、遺族が加害者であるK隊長に謝罪を求め、政府には補償を求める裁判を起こしたとして、原告である遺族、被告であるK隊長、裁判長にそれぞれなったとして、どういう発言をするか、シートに記入させ、どのような判決を出すか、生徒たちが議論するという。また、金山さんは生徒たちにさまざまなクイズを出して、授業を進めておられる。以下は、「原爆クイズ」の一部である。

1. 1944年の日本の軍事費は国家財政の何％ぐらいを占めていただろう？
ア. 31.2% イ. 69.0% ウ. 75.7% エ. 85.5%
2. 次のなかで、1945年5月以降に原爆投下予定地にあがらなかったのはどこだろう？
ア. 東京 イ. 横浜 ウ. 新潟 エ. 京都
オ. 大阪 カ. 広島 キ. 小倉 ク. 長崎
3. 次のなかで、原爆投下目標地点になったのはどこだろう？
ア. 天草五橋 イ. 厳島神社 ウ. 梅小路公園
エ. NHK

正解は、1. エ、2. ア、3. ウである。

お二人の報告のあと、参加者からさまざまな意見が出され、議論を行った。そして、夜の懇親会をはさみ、31日の午前中まで、活発な議論がつづいた。

(社会学部教授)

『第7回ハンセン病市民学会総会・交流集会 in名護・宮古島』に参加して

宮前 千雅子

沖縄にはふたつのハンセン病療養所がある。ひとつは「患者立」とも言われる名護市の沖縄愛楽園、もうひとつは宮古島にある宮古南静園である。どちらも島の中心部ではなく、愛楽園は屋我地島という本島から少し離れた島に（戦前はまったくの離島だったが現在ではふたつの橋で本島と結ばれている）、南静園は周囲にガマ（自然壕）が広がる北部の海岸近くに存在する。2011年の第7回ハンセン病市民学会総会・交流集会は、このふたつのハンセン病療養所を舞台に開催された。

沖縄では、沖縄戦終結の節目である6月23日を「慰霊の日」として官公庁や公立学校が休みとなる公休日と位置づけ、沖縄全戦没者追悼式を開催している。そこには沖縄戦の体験、記憶から非戦へとつながる人々の思いがある。宮古南静園での集会にも、「ハンセン病と戦争を考える」というサブテーマがつけられており、現在は南静園から退所されているが、園のガイドボランティアとして活動されている上里栄さんが戦争中の体験談を語ってくださった。

上里さんは沖縄戦の始まる1945年3月から遡ること2年、1943年春、9歳で南静園に入所した。沖縄戦といえば地上戦のイメージが強いが、宮古島は米軍の上陸はなく、1944年10月10日に始まる空襲で島全体に大きな打撃を被っている。南静園も45年3月の空襲で壊滅的な被害を受け、入所者に死者や負傷者が多数出た。しかしその非常事態において、医師をはじめ療養所職員たちは職場放棄、すなわち逃げてしまう。園の機能は麻痺し、入所者たちは負傷者を抱えながら、周囲の海岸付近に広がるガマで避難生活を送ることになった。医薬品の無いなか、空襲で負った重傷の傷も海水で洗い流すしか術が無かった。度重なる空爆のもと、極度の栄養失調とマラリヤや赤痢などの病気の蔓延により、毎日、3～4人が目の前で亡くなっていった。戦争が終わるまでの1年間で、400人を越えたと

いう入所者のうち110人が亡くなり、上里さんは少年舎（子どもの病者が療養生活を送った場所）のなかで唯一の生存者となった。避難生活が続ける入所者たちが戦争の終結を知ったのは9月に入ってからのもので、廃墟となった園に戻ってからも自らの手で小屋をこしらえ、自らの手で食糧を入手しなくてはならない、厳しい日々が継続したという。

上里さんの戦争体験は、療養所職員と入所者、ハンセン病患者とそれを排除する社会、そして日本と沖縄、それぞれ非対称的な権力関係が幾重にも折り重なった課題が沖縄におけるハンセン病問題なのだと雄弁に物語っていた。全国に15あるハンセン病療養所（国立13、私立2）のいずれの園も戦時下の生活は非常に厳しいものだったというが、ガマで避難生活を送った経験は沖縄に位置する園の独自の歴史である。

かつて筆者は室報に大阪に存在した外島保養院の歴史を紹介したことがある（第44号、2010年1月）。室戸台風で壊滅した外島保養院は、その移転計画への再三の反対運動に見舞われ、結局岡山の長島で復興する（現邑久光明園）。そこにはハンセン病療養所を受容しない、大阪という地域社会の矛盾が凝縮されていた。上里さんのお話をうかがい、ハンセン病療養所の歴史は、それが位置する地域社会とその時代を映し出す鏡なのだと思う。1996年のらい予防法廃止当時は5000人を越えていた療養所入所者数が、2000人近くにまで減少している現在こそ、その鏡からどのような教訓を見いだすのか、問われていると痛感した集会だった。（委嘱研究員）



海岸に残るヌストウガマ（宮古南静園入園者自治会『ガイドブック 宮古南静園』より）

部落解放研究第45回全国集会に参加して

住田 一郎

私にとって久しぶりの参加となった部落解放研究全国集会（以下、全研）であったが、印象に残った2点について、報告したい。

1点目は、三月に東日本を襲った未曾有の大震災を体験しての開催であり、記念講演も、時宜にかなった震災復興にかかわる「社会的起業・コミュニティビジネスの可能性」がテーマであった。「ビジネスの手法を活用した人権課題の活用とは？」とのサブタイトルもつけられていた。私も宮城県塩釜市等で災害ボランティアとして参加してきたが、講演から示唆をうけたのは、ボランティア活動の継続性についての提案であった。今回のような大災害への支援活動には緊急性を要する短期的なボランティアも欠かすことはできないが、同時に長期的展望を持った継続的なボランティアが必要であると云われてきた。しかし、現実には短期のボランティアなら可能であっても、長期に活動を継続しつづけることは他に仕事をもつ人々には無理である。そこで今回の講演で提起された社会的起業家によるコミュニティビジネスに焦点が当てられたのだろう。ビジネスとボランティアの決定的な違いは活動の「継続性」と「責任の軽重」にある。「継続性」と「責任」を担保するためにコミュニティビジネスが創出されたともいえるのであり、創出されねばならない必然性もあった。

従来は、こうした長期的施策は基本的に国・

地方自治体による行政責任とされてきた。しかし、1995年の阪神淡路大震災後の復旧・復興活動を通して、ボランティア活動が不可欠なものとして認識された。同時に、ボランティア活動と自治体対応との隙間や隘路を埋める（瘡いところに手が届く、持続性等）分野として、具体的な復興実践を通じて社会的起業・コミュニティビジネスの萌芽が見られた。東日本大震災後において、この「萌芽」を開花させることが目標の一つであると理解できた。

2点目として、私が興味を持ったテーマは「土地差別調査事件」であった。第1日目の全体報告で取り上げられたように、部落解放同盟が今日の部落差別事件として「土地差別調査」をもっとも重要な課題として位置付けていたが、果たしてこれは「差別」事象なのだろうか。ここでは紙面の関係上、詳しく触れることをさげ、私の気づいた点のみの指摘であることをお断りしておく。

当日上映されたDVDに次のような場面が映されていた。若い夫婦が住宅物件について、係員から説明を聞いている。聞き終えて、夫婦は、「こんなに広く条件のよい物件が他に比べて、何故、こんなにも安いのですか。」と質問する。その後の係員の声は聞き取れなかったが、少し戸惑いながら環境が好まれないとか、校区内に市営住宅が多く、学力も少し低いからとでも説明しているのだろうか。この説明以前に、マンション開発業者は建設予定地に係る土地調査を広告会社に依頼する。広告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する。その報告のなかに「同和地区が近隣に存在する」との直接的な記載や間接的に「歴史的に問題の多い地域、最下層地域と見られている」等の記載があれば、業者は常に土地購入を取りやめてきた。今回の「土地差別調査事件」は報告中に「同和地区の明示につながる記載」をしたりサーチ業者の「差別調査」と、その報告内容の問題（差別）性に気づ



かずそのまま受け入れた広告会社、およびマンション開発業者にも差別性があるとするものである。なるほど先の若夫婦が説明を求めた物件が、今までの慣例と異なり、例外的に被差別部落周辺に建設されたものであるなら、係員の説明が同和地区を明示せず、要領を得ないものになっているのもうなずける。そのマンションの発売価格が他の物件より安いのは、そもそも建設用地が被差別部落周辺ということで安く購入できたからであろう。それなら係員は躊躇いなく「被差別部落に近いからです。いまだに古い慣習に縛られている（差別意識を持っている）人は相当安くなっている物件でも購入しないのですよね」とでも答えればよい。このように被差別部落周辺の地価が安い現実を部落差別とするなら、その差別の解決は部落を含めた周辺の地価とそれを取り巻く周りの地価を平準化させることなのであるか。

部落解放同盟が「土地差別調査事件」として何を問題にし、何を解決とするのが私には分からないのである。被差別部落を「低位であることを匂わす」報告に対して差別調査だと問題提起しているだろうことは理解できる。だが、当のマンション開発業者は被差別部落への市民の忌避意識に配慮せざるを得ず、現実的な対応にすぎないと考えているに違いない。しかし、なぜ、ストレートに被差別部落の周辺だから安いといえないのだろうか。被差別部落の明示が部落解放同盟によって差別とされてきたからである。業者は苦肉の策として被差別部落を匂わす、暗示する（曖昧で、愚劣で、滑稽でもある）語句を使ってきたのであろう。この「匂わすや暗示する」行為がいけないなら、前述の物件の「安さ」をどのように説明すればいいのだろうか、と私は戸惑うのである。「室報」第46号（2011.1）で「被差別部落の明示は差別なのか」と問題提起した私の問いに戻ってしまう。

最近、学生のプレゼンテーションで知ったのであるが、以前からあった「鳥取ループ」による大阪市内の部落の明示だけではなく、インターネット上では市町村に所在する部落（同和地区）の検索はいとも簡単に行えるのである。ちなみに、「鳥取ループ」とは別のルートから検索すると、私の地域もすぐに画面に映し出すことができた。ご丁寧にも、出典まで書き込まれており、

その多くは部落解放同盟が設立にかかわった解放出版社によって発行された書籍やパンフレットなのである。それらの出典から客観的事実にかぎった引用なので、その引用をもって「部落差別」とは断定できないであろう。引用が「部落差別」とされるなら、引用元である発行された書籍やパンフレットも「部落差別」の誘因とされるのではないか。戦前、全国水平社は差別用語や部落地名総監のようなりすとですら、研究者が使用して研究することを部落差別として糾弾することはないと言明していた。しかしながら、この研究者とそれ以外の人々との線引きは可能なのだろうか。また、今回のように、研究者によって記された書籍から「部落リストにつながる内容」等を利用する、引用することは「部落差別」と言えるのか。そうではなく、部落差別をする意図で、研究者が明らかにしたりリスト・資料等を使うことが部落差別なのだとする反論が聞こえてきそうだが、では、「部落差別をする意図」がある、ないとの判断はいったい誰が行うのか、またその判断は簡単にできるものなのか、との疑問が起こる。

私は以下の三点によって、部落の所在地はオープンにされるべきだと考えている。

- ①全国水平社が研究者に差別用語も含め、部落の地名明示について門戸を開いた時点で、被差別部落の所在地についてオープンにされたものとする。いうまでもなく、水平社創立宣言には「エタであることを誇り得る時が来たのだ」と謳っている。
- ②1969年の「同和对策事業特別措置法」下の33年間、被差別部落は対策事業の受益者として、被差別部落である事実を部落住民は受け入れてきた。それ故、各自治体への「同和对策事業によってつくられた施設の所在地はどこですか」との問いに、自治体側は拒否できず、明らかにせざるを得ない。
- ③もともと被差別部落は地域社会に根差した差別事象である点から考えるなら、地域社会において「明示する」ことに蓋をしつづけることは困難であり、むしろ私たち自らが積極的に「寝た子を起こすな」とする人々と闘ってきた運動にも逆行するものである。

（委嘱研究員）

書評

多賀 太編著

『揺らぐサラリーマン生活—仕事と家庭のはざまで—』

ミネルヴァ書房



評者：広瀬 義徳

本書は、以下に述べるような問題意識と視点を共有する4名の研究者による共同研究の成果である。その問題意識は、1990年代以降における日本社会の激動の中で、ほんの20年ほど前まで男性の明確な生き方モデルとして存在していた理想的であり標準的でもあるサラリーマン像が揺らいでいるのではないかというものである。そして、その変化は、配偶者となる女性の生き方や両者が作る家族生活のあり方の変化とも連動しながら複雑に進行し、いわば人生モデルの多様化と個人化という様相が新たに捉えられるのではないかという。

また、本書は、次のような視点において独自性を持つという。それは、第一に、当事者の具体的な生活事例と生の声を重視している点である。実際、本書は、サラリーマンを中心とする55名（A調査33名、B調査22名）の男女に対する生活史と生活構造に関するインタビュー調査により、統計調査では見えてこない彼ら、彼女らの「顔」を、その生育歴、職業生活、家族生活、価値観といった多様な側面から鮮明に描出している。第二に、仕事と家庭を切り離して進められる研究とは異なり、本書は、サラリーマン個人の生活という視点から、両者が相互に規定し合う関係にあり、その「はざまで」互いの矛盾を媒介し調整していく場として当事者のメンタリティや生き方を捉えている。第三に、従来の研究が、サラリーマンが「男である」ことを自明視してきた傾向に対して、本書は、ジェンダーの視点からその生活実態を解明し、日本社会の男性優位体制についても考察している。

本書の章構成と要点を示そう。まず、序章「揺らぐ労働規範と家族規範」（多賀太）は、サラリーマンの誕生から現在までの歴史を辿り、近年の

サラリーマン生活の揺らぎについてその概要と背景を示す。そして、第一章「変わる働かされ方、働き方」（東野充成）では、労働法制の変化を踏まえつつ、「自己責任」をキーワードとして、近年のサラリーマンに長時間労働を強めている社会的背景と当事者の意識を批判的に考察している。第二章「キャリアパターンの持続と変容」（村田陽平）は、異なるキャリアパターンをたどる「新人類」世代以降の男性の生活史事例の考察である。第三章「育児するサラリーマン」（多賀太）では、近年のサラリーマンの仕事と育児をめぐる葛藤にある複数のタイプとその対処法が考察されている。第四章「教育するサラリーマン」（多賀太）は、昨今の「父親の家庭教育」ブームの背景を探り、彼らの教育戦略の一端を解明している。第五章「ポスト会社人間のメンタリティ」（佐々木正徳）は、「会社人間」世代と「新人類」世代以降のサラリーマンとの間にあるライフスタイルやメンタリティの面での変化を探究している。最後の第六章「個人化社会における『男らしさ』のゆくえ」（多賀太）では、ライフコースの個人化が進行するなかで顕在化してきた様々な男性の生き方モデル同士の勢力関係を考察するとともに、本書全体の総括を行っている。

総じて1990年代以降の一連の社会経済的変化を背景に、新卒で就職して長期安定雇用と年功序列賃金のもとで長時間労働に励む旧来理想視されたサラリーマン・モデル（＝「近代モデル」）は、「徐々に標準的な男性の生き方ではなりつつある。」（189頁）というのが結論である。代わりに、職業領域では、自己のキャリアをより自律的にコントロールしながら、より高いリスクと引き換えにより高い地位と収入を得る、より個

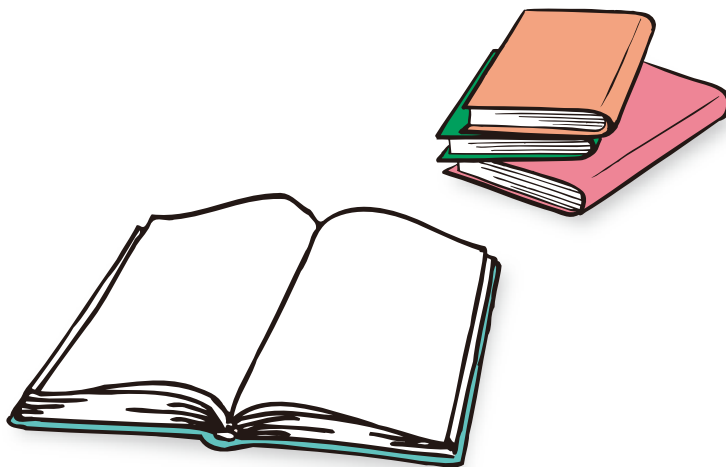
人化された働き方(=「ポスト近代モデル」)が台頭し、多様化する働き方の中で新たに覇権的な位置を占めようとしているという。しかし、その新しい覇権的なモデルも、労働市場と職場組織における男性優位体制には親和的であるとされる。

また、もう一方の私生活領域にあっては、結婚や子育てを含め、職業領域よりも一層理想的なあり方の特定が困難となっている中で、働き方の見直しと連動した男性の家事・育児参加や男女共同参画といった性役割の平等化など一見目新しい家族生活パターンの登場が見られるという。にもかかわらず、そうした新しさも現時点では相対的に「職業領域における男性優位構造の変革よりも維持に寄与している」(215頁)というのが本書の評価である。

本書の各論文は、どれも厚いデータと緻密な論証、思考喚起的な示唆に富む。なかでも「成功者として順風満帆な人生を送っていそうに見

える」サラリーマン男性たちが、近年その生き方の指針を大きく揺がされる事態に直面し、不確実な時代状況の中で様々な葛藤や選択を負いながら日常を生き抜いている姿に見事なりアリティが与えられている。その意味で、編著者がこれを男性自身にとっての「自己省察」であると述べているのも頷ける。

今回調査対象となったのは「サラリーマン社会の成功者」たちであり大都市部生活者であったが、労働市場の重層性を内包する経済構造にあって、その周辺に位置し、地方小都市に暮らすサラリーマンは、どのような人生の軌跡を描き、どこへ向かうのか。「ポスト近代」がもたらす仕事と家庭の「揺らぎ」は、主体の位置に応じてどのような振幅と強度を持つのか。サラリーマンの生活類型は、仕事(雇用、所得など)と家庭以外では、社会保障のあり方が深く関与しているのではないかなど、評者は、様々な知的想像を掻き立てられた。(文学部准教授)



人権問題研究室研究学習会(2011年4月～2012年1月)

開催日	テ ー マ	講 師	会 場
4月15日(金)	アジアの戦後世代が継承する戦争の記憶と臨床心理学の知見を応用した平和教育の試み	村川 治彦 (人間健康学部准教授)	人権問題研究室
5月13日(金)	日本における「障害学」の確立に向けて	要田 洋江 (大阪市立大学大学院教授)	人権問題研究室
6月10日(金)	言論の自由をめぐる攻防 -「08憲章」と「中国的人権観」-	石塚 迅 (山梨大学教育人間科学部准教授)	人権問題研究室
7月8日(金)	今日における部落問題、現状と課題について	住田 一郎 (委嘱研究員)	人権問題研究室
10月14日(金)	ビルダーボーゲンに見る家庭観、人種観	宇佐美 幸彦 (文学部教授)	人権問題研究室
11月11日(金)	障がい者の声を形にする生活支援工学は成立するか?	倉田 純一 (システム理工学部准教授)	人権問題研究室
12月9日(金)	多文化社会における複文化アイデンティティの育成を考える -ヨーロッパ・欧州評議会の経験から学ぶ-	マイケル・バイラム (イギリス ダーラム大学 名誉教授) 通訳: 杉谷真佐子 (外国語学部教授)	人権問題研究室
1月13日(金)	企業と人権	大西 英雄 (大阪同和・人権問題 企業連絡会理事長)	人権問題研究室

関西大学川西市民人権講座

開催日	テ ー マ	講 師	会 場
11月2日(水)	発達の遅れが気になる子どものそだちを支える理解 - 地域社会による理解と支援 -	加戸 陽子 (文学部准教授)	川西市総合センター 3階体育室

編集後記

前号に続き本号でも、すべての研究班からの報告と書評を掲載することができた。公開講座に基づく高研究員(人種・民族問題研究班)の報告と、自治体との共催講座に基づく加戸研究員(障害者問題研究班)の報告からは、本研究室の社会貢献活動の重要性が改めて感じられた。石元室長による合宿研究会の報告と、宮前委嘱研究員(ジェンダー研究班)ならびに住田委嘱研究員(部落問題研究班)による各研究フィールドに根ざした報告は、本研究室の活発な研究活動の一端をうかがわせるものである。また、広瀬研

究員には拙編著を御高評いただいた。今後も、本研究室の研究活動がさらに充実し、その成果が社会へ向けて積極的に発信されることを期待したい。

(多賀 太)

関西大学人権問題研究室室報 第48号
2012年1月10日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>